

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
事後評価

評価報告書

平成25年2月19日
独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価の経緯	9
1-6. 評価方法	10
2. 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域及び研究開発プログラム「犯罪からの 子どもの安全」事後評価	11
2-1. 研究開発プロジェクトの選考	10
2-2. 研究開発領域の運営について	12
2-3. 研究開発成果の状況	15
2-4. 研究開発領域の目標達成	15
2-5. その他、社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善にむけた要望等	16
【参考資料】	
参考1：検討経緯	17
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する 達	18

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域及び同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）、及び同研究開発プログラムを評価の対象とした。

1-2. 評価の目的

研究開発領域の事後評価は、研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。研究開発プログラムの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

なお、本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、事後評価においては研究開発領域と研究開発プログラムは同一のものとして総合的に評価を実施した。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」評価委員会が実施した。「犯罪からの子どもの安全」評価委員会の構成員は以下の通りである。

「犯罪からの子どもの安全」評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	向殿 政男	明治大学教授
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
委員	石橋 昭良	文教大学人間科学部臨床心理学科准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所副代表
委員	大淵 憲一	東北大学大学院文学研究科長／教授
委員	杉浦 透	広島市市民局生涯学習課振興係主幹 (元安芸区役所区政振興課安全担当)
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社経営戦略室／多摩大学情報 社会学研究所客員研究員
委員	藤岡 一郎	京都産業大学学長

1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域は、平成19年度より開始され、平成24年度に終了する。本研究開発領域は、平成19年度から平成21年度まで3回の公募を行い、研究開発領域全体として、6年間で総額約13億円の研究費が投入された。本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、研究開発領域と研究開発領域と研究開発プログラムの目標及び概要は同一である。

1-4-1. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関与者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4-2. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

1-4-3. 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（1）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組

む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

1-4-4. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

目標（2）と（3）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

（1）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いうる負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

（2）科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択したプロジェクトは、以下の通りである。
企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人 さかい hill-front forum 理事長	3.5年間 ※1
	系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学 振興会 会長	4年間 ※1※2※3
	子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所犯罪 行動科学部 部長	4年間 ※1
	犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学学校危機メ ンタルサポートセンター 教授/センター長	5年間 ※3

※1 平成23年度において事後評価を実施 ※2 研究開発期間を変更

※3 平成21年度において中間評価を実施

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永 賢二	日本女子大学人間社会 学部 教授	6ヶ月間
	子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
	ITを用いた子どもの安全確保の研究開発	松本 勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授	6ヶ月間
	インテンショナル・インジュリー予防のための情報技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所デジ タルヒューマン研究セン ター内 CIPEC 代表	6ヶ月間
	地域の防犯まちづくり活動計画策定推進支援ツールの開発	山本 俊哉	明治大学理工学部 准教授	6ヶ月間
	幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法確立のための研究開発	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どものネット遊び場の危険回避、 予防システムの開発	下田 太一 ※4	特定非営利活動法人青少年 メディア研究協会 理事長 ／合同会社ロジカルキット 代表	4年間
	犯罪から子どもを守る司法面接法 の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学文学研究科 教授	4年間
	虐待など意図的傷害予防のための 情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	独立行政法人産業技術総合 研究所 デジタルヒューマ ン工学研究センター 傷害 予防工学研究チーム長／緑 園こどもクリニック 院長	4年間
	計画的な防犯まちづくりの支援シ ステムの構築	山本 俊哉	明治大学理工学部 教授	4年間

※4 平成20年10月～平成23年3月まで、下田博次（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）が研究代表者
平成23年4月より、下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表）が研究代表者へ就任

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	こころに着目して被害と加害をと もに防ぐ	辻井 正次	浜松医科大学子どもの こころの発達研究セン ター 客員教授	6ヶ月間
	子どもの感情理解・統御能力の測定 と訓練	箱田 裕司	九州大学人間・環境学 研究院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	子どもを犯罪から守るための多機 関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学社会安全政策 研究所 所長／早稲田大 学法学学術院 教授	2.5年間
II	犯罪の被害・加害防止のための対人 関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授	3年間
	被害と加害を防ぐ家庭と少年のサ ポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どもの こころの発達研究セン ター 客員教授／中京大学 現代社会学部 教授	3年間
	子どもの犯罪に関わる電子掲示板 記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学情報理工 学部 助手	1.5年間 ※5
	演劇ワークショップをコアとした 地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケー ションデザイン・セン ター 教授	3年間

※5 平成23年度において事後評価を実施

<平成21年度採択実行可能性調査>

カテゴリー(*)	実行可能性調査 ※6	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
Ⅱ	保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾 克	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

※6 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの

(*) カテゴリーⅠ：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。

カテゴリーⅡ：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの。

1-5. 評価の経緯

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の評価結果の概要

(1) 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」研究開発プロジェクトの中間評価（平成22年5月実施）

評価対象の2研究開発プロジェクトについては、今後、計画を一部修正することで研究開発プロジェクトの研究開発目標は達成する見通しがあると評価された。

(2) 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の中間評価（平成22年5月実施）

研究開発プログラムについても、目標の達成は現状のままではほぼ可能の見通しがあると評価された。また、今後のプログラムの運営・目標達成等について、以下の助言があった。

- ・各研究開発プロジェクトを総括し、お互いの関係を明確にして、総合的に連携して「犯罪からの子どもの安全」に資するという体系的、総合的な観点からの強化が期待される。
- ・各研究開発プロジェクトの個別の成果を近い将来に実質的に広く社会での活用・展開につなげるために、継続的に役に立つ仕組みや継続的に活動にする道筋までの提案を含めた研究開発の方向付けを明確すべきである。効果測定についての検討も含め、さらなる展開が期待される。

(3) 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の中間評価（平成22年5月実施）

研究開発領域については、目標の達成は現状のままではほぼ可能の見通しがあると評価された。今後の領域の運営・目標達成等について、以下の助言があった。

- ・個々の研究開発プロジェクトの目標とする成果の達成はもとより、研究開発プログラム全体としての目標達成のために、領域アドバイザーの意見を反映しつつ、各プロジェクトのサイトビジット、進捗状況の聞き取り、運営に関する助言等、きめ細かいマネジメントが継続的に実施されることが必要である。
- ・本研究開発プログラムでは社会的意義を強調し、社会への発信を進めると共に各プロジェクトの間のつながりを図る努力をして、研究開発領域としての成果を

個々のプロジェクトの実施者に意識できるようにしていることは評価できる。今後は各プロジェクトを総括し、お互いの関係を明確にして、総合的に連携して「犯罪からの子どもの安全」に資するという体系的、総合的な観点を強化されたい。

- ・各プロジェクトの個別の成果を近い将来に実質的に広く社会での活用・展開につなげるために、継続的に役に立つ仕組みや継続的な活動にする道筋までの提案を含めた研究開発の方向付けを明確にされたい。途中の段階から成果を公表する等、常に目標達成の度合いを把握しながら進めていることは評価されるが、効果測定についての検討も含め、さらなる展開が期待される。結果として、将来、我が国における「犯罪からの子どもの安全」に関する人的ネットワークと、市民や行政、学会等の連携による総合的な活動に繋がることが期待される。
- ・中間評価で見た課題に対し、領域マネジメントグループの積極的関与の下で、「領域全体の成果を目指す」「科学的なアプローチを大切にしつつ、社会実装を強く念頭に置いた研究開発」「協働とリーダーシップの尊重」「研究開発途上での社会への発信」「社会の変化に留意しつつ、学びながら進める」等の運営方針に従って目標達成を目指して欲しい。

(4) 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」研究開発プロジェクトの事後評価
(平成23年11月、平成24年2月・8月、平成25年1月に実施)

各研究開発プロジェクトについては、研究開発目標の達成度、学術的・技術的及び社会的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果(6課題)・一定の成果(7課題)が得られたと評価された。

1-6. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」の両面から評価を実施することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、「ピアレビュー」、すなわち当該領域・プログラムに係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源(資金、人)に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

領域評価にあたっては、本評価のために研究開発領域が作成した「研究開発領域・プログラム 活動報告書(非公開)」、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域による成果物(「犯罪から子どもを守る7つの提言」等)、及び領域総括によるプレゼンテーションと意見交換を基に行った。

2. 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域及び研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」事後評価

2-1. 研究開発プロジェクトの選考

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域は、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が社会的な問題となり続けており、平成15年以降の国の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等の策定と相まって盛んになっていた国、自治体、学校、NPO、企業、家庭、住民などを巻き込み地域で子どもを守る取組みが、現状では必ずしも普遍的かつ継続的な安全・安心な対策となっていないとの認識の中、社会技術研究開発センターにおいて研究開発として取り組むべき課題として平成19年度に設定されたものである。問題解決に取り組む人々と研究者が協働し、科学的な知見や手法を導入して、効果的で持続的な取組みが重要であるという問題意識により、三つの領域目標として、犯罪からの子どもの安全に関して、「関与者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークの構築」、「防犯対策の基盤となる科学的知見と手法の創出」、「地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策についての政策提言・実証等」を掲げた。本研究開発領域における研究開発プロジェクトの公募は3年度にわたり行われ、採択された13の研究開発プロジェクトとプロジェクト企画調査による研究開発がすべて終了し、研究開発領域全体としての活動も平成24年度をもって終了する。

研究開発プロジェクトの選考にあたり、上記のような具体的な領域目標を設定したことは、研究開発推進の方向性が明示され、成果の創出にあたり拡散的な結論を収束するためにも有効であったといえる。「犯罪からの子どもの安全」という問題には、非常に広い分野や問題解決の観点、様々な関与者の立場等がある。そのため、各研究開発プロジェクトによって包括的にこれらの問題を取り扱い、かつ、一つのプロジェクトが三つの目標をすべて達成するのは困難である。そのような中で、研究開発プロジェクトの選考において一定の範囲で広くテーマを網羅してバランスよく選考するように努めたことは評価できる。また、3年度の公募では、現状に応じて選考方針が改善され、学校等における安全教育を主体としたもの、地域の防犯活動の定着に注力したもの、子どもへの身体的加害や虐待に関するもの、系統的な「防犯活動教材」の作成や計画的な防犯まちづくりを目指したもの、インターネット・メディア等の特性を考察した今日的な問題等、ある特定の分野に偏る事もなく、「研究者のための研究」に留まる事もなく、バラエティに富んだ選考が的確な判断の下で行われたといえる。このような広範囲な視点からの選考は、「犯罪からの子どもの安全」対策や学校や地域での防犯活動が、学問的にも体系的に位置づけられていなかったからこそできたものであろう。

しかしながら、採択する件数については、活動の実態に合わせて予算規模を考慮することにより、より多く、若手研究者に配分することも考えられたのではないだろうか。さらに、中間・事後評価に携わる者としては、採択されたプロジェクトが他の応募プロジェクトに比べてどのような点が期待され評価されたのかといった選考・採択時の情報がもう少し

し開示されるとよかったのではないかと思われる。

領域アドバイザーについては、医学的観点から社会的観点まで、各領域における専門性の高いメンバーで構成されていた。採択した13のプロジェクトは、予防（防犯）の観点からは、都市設計分野や教育分野、事後対応の観点からは医学（外科）まで幅広い分野にわたっており、それにより未開拓の分野であった「犯罪からの子どもの安全」についての知見を生み出すことに成功したといえる。ただし、当初から研究開発成果の社会実装を意識していたことを考慮すれば、各分野の専門性に加え、それぞれの分野の現場で実践活動を行っているアドバイザーが入るとなおよかったのではないだろうか。

2-2. 研究開発領域の運営について

領域総括は、緻密に各プロジェクトの活動状況を観察し、積極的にプロジェクトの運営に介入しながら領域目標の達成のために努力をしたと評価される。研究開発領域の運営は極めて積極的であり、各プロジェクトの研究開発成果をなんとしても導き、社会に還元していこうとする姿勢が明瞭であった。

研究開発領域・プログラムとしての研究開発プロジェクトのマネジメントにおいては、領域合宿やサイトビジット（現地訪問）等、時間的にも内容的にも負担の大きい活動に果敢に取り組まれていた。マネジメント・グループが各プロジェクトに強く関与し、研究開発の実施主体そのものに伴走する方式は、研究実施者とマネジメント・グループの考え方の相違を明らかにできるとともに、関係者が相互に連携を図り、一体的な研究開発を進める良い運営手法であったといえる。また、それぞれのプロジェクトが単独で進行していくのではなく、領域シンポジウムにおける発表やパネル展示などを通じて互いに交流ができる仕組みを設けたことは、それぞれのプロジェクトリーダーの刺激となるだけに留まらず、プロジェクトに関わる多様な研究者・関与者が研究開発の途中経過を把握し、変更すべき点などについて提案し、お互いの専門性を活かした連携・協働や成果の関連づけに繋げるきっかけとなったといえる。研究開発領域全体としてプロジェクト間の連携をコーディネートすることで、より強力な研究体制の構築と、当初の想定以上の好結果を生み出すことに繋がったのではないだろうか。

また、プロジェクトの活動において PDCA の考え方を重視したことにより、地域の現場での活動（フィールドワーク）が検証の場となり、研究開発成果が地域に根ざし、より実効性の高いものとなったと考える。社会の変化に留意しつつ、関与者全員が「学びながら」取り組むことを重視し、研究開発の進展状況に応じて方向性を見直しつつ当初の目標を適切に変更することを認めることによって、研究開発がよい方向へ展開したプロジェクトがあったことも、このような考え方に基づく領域運営のあり方として評価できる。

研究開発の実施者側にとっては、ファンディング機関が研究資金を配分するだけでなくプロジェクトの進捗に適宜介入をするというスタイルは、科学研究費補助金のような一般的な研究の助成事業とは異なり、多少疎ましいものであったかもしれない。しかし、最終的なゴールから研究開発の道筋や内容を振り返れば、本研究開発領域のような運営は、社会の具体的な問題の解決のための有用な研究開発成果を導く大きな支援となったのではないだろうか。注目すべきは介入の仕方であり、介入するからにはマネジメント・グループ

とプロジェクトは一体となって研究開発を進める必要がある。このような場合、マネジメント・グループは研究実施者に対して組織化や研究開発活動を促すだけでなく、ファシリテーターでありコーディネーターとして活動の一翼を担わなければならない。そのような役目を担うためには広範囲な知識と多くの学習が必要とされるため、領域総括やアドバイザーをはじめ、担当者は多大な労力と時間を費やされたのではないかと推察する。

成果発信については、「犯罪からの子どもの安全メールマガジン¹」やキャラバン講演会、領域を紹介するマンガ冊子²を作成した他、ICT ツールを積極的に活用し研究開発内容や領域の活動内容のウェブ公開などを通じて、広く社会へ成果を共有する広報活動を積極的に促進したことは評価される。しかしながら、成果発信の対象がより広くなるよう努めた方が良いと思われるプロジェクトや、アウトリーチが肝心の当事者に届いていないと感じられるプロジェクトがあったことなどは残念ではあったが、運営側の努力では対応しきれない部分もあったのかもしれない。

2-3. 研究開発成果の状況

課題解決型の研究開発は、現実の社会で生じている生々しい現象としての問題への対処と、研究開発としての学術的な貢献を両立させねばならないが、この研究開発領域においては特にそれが必要であり、同時に困難な課題であったと思われる。研究開発領域全体としても、研究開発成果の社会実装やアウトリーチなどを通じて社会的貢献を最優先に取り組んだ様子が見て取れ、それはこの領域が扱う社会問題の性質からも適切なアプローチであったと思われる。しかし、個々の研究開発プロジェクトに一定の成果とともに社会的貢献があることはいまでもないが、学術的貢献の点ではまだ道が遠いものがある感は否めない。学術的な貢献については、時間をかけて研究を行うことが効果的である場合もあり、研究開発プロジェクトとしての期間が終了した後の展開も含めて評価されることになるのではないだろうか。

例えば、本来の学術的・技術的貢献という意味において、研究開発成果の物理学的・数理学的（統計データ等による）な自然科学的手法や社会学的手法の適用、あるいはその応用分野において今後の展開を期待したい代表的なプロジェクトとして以下のものが挙げられる。「虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術（研究代表者：山中龍宏氏）」、「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練（研究代表者：仲真紀子氏）」、「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立（研究代表者：原田豊氏）」である。これらのプロジェクトによる領域目標達成への貢献と社会的・科学技術的貢献は極めて高いといえる。いずれも犯罪からの子どもの安全における喫緊の課題である「虐待」や、「犯罪被害」に関するものであり、科学的根拠に基づいた知見を用いた社会問題解決の手法として社会実装に結びつく成果を上げたことは高く評価できる。この研究開発領域におけるモデ

¹ 「犯罪からの子どもの安全メールマガジン」：社会技術研究開発センターで取り組む研究開発領域の活動報告をはじめ、各種イベント案内、国の取組み、問題に取り組む人々の紹介など、犯罪からの子どもの安全に関する様々な情報を、月1回程度無料で配信した。平成20年9月から平成24年9月まで49回にわたり配信された。バックナンバーは <http://www.anzen-kodomo.jp/archive/7.html> にて公開している。

² 研究開発領域及び研究開発プロジェクトを紹介するマンガは、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域のウェブサイトに掲載されている。（<http://www.anzen-kodomo.jp/archive/5.html>）

ルケースとして、この成果を広く社会に発信することが必要であると考え。

「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築（研究代表者：辻井正次氏）」は多機関連携の基盤的糸口となるものであり、今後の展開を期待したい。「子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス（研究代表者：池崎守氏）」にはそのあらゆる面に科学的アプローチが欲しかった。「地域の防犯まちづくり活動計画策定推進支援ツールの開発（研究代表者：山本俊哉氏）」は、子どものみならず高齢者などからなるコミュニティの再生を含めた安全安心社会の形成を視野に置いている点で今後の展開が期待される。特にまちづくりにおいては地域の事情などがそれぞれ違うため、カスタマイズが必要であるが、都市圏・ベットタウン・地方中核都市などのある程度のモデルケースについて実践がおこなわれており、今後の応用が期待される。「犯罪からの子どもの安全を目指したe-learningシステムの開発（研究代表者：藤田大輔氏）」は、地域の事情にあわせた教材開発や、政策提言・実証等が行われている。

このように、社会の多様な関与者や多機関の連携による取組みを実施しているプロジェクトが多く、それらは主にプロジェクトのリーダーの個人的資質や努力に負うところが大きいものである。その場合、社会実装を担う人材の面で今後の継続が懸念され、開かれた関与者のネットワークの展開によりいかに成果を定着させるかが今後の課題となるであろう。

また、インターネットの環境はここ数年で大きな変化を遂げており、携帯電話に対応したゲームサイト・SNS・プロフサイトなどのネットサービスが普及し、子どもたちが容易に利用できる環境ができたことで、これらサービスを介して子どもたちが誘い出されるなど、犯罪の媒介となった。この課題を解決しようとしたプロジェクトが、「子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案（研究代表者：下田太一氏）」と「子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討（研究代表者：中村健二氏）」であり、両プロジェクトは一定の成果をあげたといえる。

それぞれのプロジェクトの研究開発成果が社会で認められ、社会実装へと繋がるためには、一定の成果を導き、それが社会の問題の解決のために効果があることを実証することが求められる。その場合、ともすれば最終的な成果だけが重視されがちであるが、中間的な成果を社会や現場に還元していく事により、小さなステップから研究開発を促進・修正することが可能となり、現場とともに「犯罪からの子どもの安全」のための体制を築き、より社会に密着し実践的な結論を導きだす事に繋がるのではないだろうか。

本研究開発領域において、多くの情報を発信することで、本研究開発による取組みとその成果を社会に知らしめたことには意義がある。ウェブサイトを通じた活動内容や途中段階の成果の公開をはじめとして、メールマガジン、10コマのマンガによるプロジェクトの紹介等、多種多彩なアピールを実施している。研究活動をよりカジュアルな方法で社会に発信することによって、広く一般の人々に対して親近感をもってもらうことだけではなく、共感と協力を促し、その結果多種多様な関与者のネットワークを構築することに繋がったのではないかと。

片山領域総括は、社会的要請に「科学的」に応えることが重要であると主張されていたが、むしろ、現実に進めていく中で本領域をマネージするに際して、自然科学、社会科学の両者を考えた上での『科学性』の大切さはわかっていたが、科学的側面だけにこだわる

ことなく『問題を抱える人たちと協働して社会に役立つ成果を創出してもらう』ことに重点を置くという考えになったことは、適切であったと考えるべきであろう。

2-4. 研究開発領域の目標達成

研究開発領域が設定する所期の目標は十分に達成されたと評価する。

「犯罪からの子どもの安全」という、すぐには解決に繋がる成果が出ない課題に、各方面から 13 の研究開発プロジェクトが積極的に挑戦した。「社会実装」のプロセスにこそ科学的根拠と科学的知見に基づいたアプローチが必要であるという点では、それぞれの研究開発プロジェクトの中には達成度の違いがあり、一律に評価できない難しさはあるものの、それぞれが一定の水準を超える研究開発を行った。例えば、科学的根拠を明確にすることや、社会との連携、関連機関の連携、さらには教育活動を通して「犯罪からの子どもの安全」に貢献するものであり、研究開発領域全体としての目標は十分に達成されたといえる。

「犯罪からの子どもの安全」という課題は、これまでに起こった子どもを対象とした犯罪や悲しい事件をきっかけとして社会問題としての認識が強くなったものであるが、科学技術的に取り組むには未開発の分野であり、特殊な研究開発領域の設定であったといえる。このような新領域において、防犯活動を科学的に分析し、その標準モデルを検証し確立する事は、日本全国の子ども達に対する防犯活動を系統的にまとめ、具現化する一助となると同時に、地域全体における体感治安の向上を目指す活動に繋がり、社会全体に対する影響も大きいものがある。実際に研究開発を進めて行く上で、その取り扱う課題の範囲の広さや地域差は予想以上のものであり、中には試行錯誤の展開もあったのではないかと推察する。しかし、そのようなプロセスであろうとも、何らかの成果を現場へと還元し、防犯対策を講じる事ができたことや、本研究開発領域の成果がベースとなり、今後の様々な展開や後進への道を開くきっかけとなったことは重要であり、単なる分析や理論形成の研究に留めることなく、実際の現場での適用が可能となる研究開発成果を導くことができたことは、大変素晴らしいことである。科学的な知見に基づく防犯に関する研究は、社会情勢を考えればますますその必要性は高まると考えられるが、本研究開発領域における成果は、その先導を行う役割としても十分に貢献したと考える。

本研究開発領域の研究開発で生み出された種々の成果はインターネット、研修会、シンポジウムなどを通して多くの日本の各地域において自治体や防犯ボランティア団体等に伝えられ、それらの活動にも貢献したものと推測される。こうした点からも、本研究開発領域は「社会に役立つ」という点では大きな成果を上げたといえる。

また、研究開発プロジェクトを通じて研究者間における人的ネットワークが構築されたこと、子どもを取り巻く現状を分析した上でその課題として犯罪被害、虐待、発達障害などが取り上げられ、科学的知見・手法の創出が行われたこと、さらにこれまでの防犯対策には見られなかった地域の実情に合わせた効果的かつ持続的対策が創出されたことは高く評価できる。

2-5. その他、社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善に

むけた要望等

本研究開発領域の成果は、「犯罪からの子どもの安全」という永遠の社会的課題に対してこれまでも懸命に努力をしてきた多くの関与者や関連機関の中で小さなグループを作ったにすぎない。本研究開発領域で実施された各研究開発プロジェクトに関与した研究者や関連機関のネットワークは構築されたかもしれないが、本当に必要なのは、「犯罪からの子どもの安全」に関する全ての関係者や機関による開かれたネットワークである。それらを繋ぐためにも、「犯罪からの子どもの安全」に関する各種の多様な試みと努力を支援するため、関連機関や様々な地域・自治体の取り組み事例や得られた知見等の情報を集約し、関与する人々の活動や取り組みを支援できるようなポータルサイト等の設計と運用は必要であると考える。

総論的に見れば、「犯罪からの子どもの安全」のためにはまだ未着手の課題もあるといえるし、現状では本研究開発領域の成果の社会における実効性が完全に明らかにされたわけではない。地域の実態が異なる中では、研究開発領域の研究成果として導かれた普遍性は、必ずしも充実しているとはいえないものであろう。これらの成果の普遍性を検証するためには、帰納的な研究が引き続き必要であると思われるため、今後の研究開発成果の社会への普及・定着を促進し、社会での実装状況や問題解決への取り組みを確認しつつ、未着手分野を開拓することやターゲットを定めて深掘りすることに期待したい。

個別性、地域性を考慮する視点は大事だが、それらを超えた共通部分を見出す試みも必要であろう。ある特定の分野を決めても構わないが、個別の研究開発プロジェクトを高い立場から俯瞰して、最終目標である「犯罪からの子どもの安全」に関する取り組みを総合的・包括的・体系的に整理する研究開発を継続することが期待される。それらは、社会技術研究開発センターの役割として期待される。

また、インターネットの安全に関しては、インターネット環境はここ数年で大きな変化を遂げており、多様化するネットサービスの変化に対応した持続的な研究開発が今後はさらに必要である。直近ではスマートフォン対応の無料通話アプリとそれに付随する交流サイトの利用が進んでいるが、業者の多様化でガイドラインなどが甘い業者なども増えているため、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性がより高まっているといえる。これらのネットサービスの変化に対応するためにも「子どもの安全」の観点からネットの安全研究および啓蒙・実践の継続は必須であり、この問題に関連する研究開発プロジェクトの継続が望まれる。

検討経緯

平成24年度第1回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年6月24日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成24年度第2回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年8月2日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

平成24年度第3回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年11月29日、12月1日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成24年度第4回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成25年1月8日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

平成24年度第5回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成25年2月19日

議事：

1. 領域総括による研究開発領域・プログラムの活動報告
2. 評価委員会報告書について
3. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7月 8日 平成17年達第91号)
 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)
 改正 (平成19年 1月24日 平成19年達第 4号)
 改正 (平成19年 4月11日 平成19年達第72号)
 改正 (平成19年 6月13日 平成19年達第80号)
 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)
 改正 (平成20年 3月26日 平成20年達第27号)
 改正 (平成22年 6月23日 平成22年達第105号)
 改正 (平成23年 3月28日 平成22年達第53号)
 改正 (平成23年 4月20日 平成22年達第112号)
 改正 (平成23年 5月25日 平成22年達第115号)
 改正 (平成24年 3月30日 平成24年達第57号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で

公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価 (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及び

センターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の

水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
サービス科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次

の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準
ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
イ 研究開発成果がもたらした科学的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き
ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。